## 公益財団法人日独文化研究所 研究員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日独文化研究所(以下、「本法人」という。)における研究員の受け入れに関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義・職務)

- 第2条 本規程において、「研究員」とは、本法人において研究活動に専念するために、本法人に所属する者のことをいう。
- 2 研究員は、本法人の各種事業に対する協力を依頼された場合、これに応じる義務を負う。

(募集)

第3条 研究員は、公募によりこれを募集する。

(資格)

- 第4条 研究員への応募資格は、以下の通りとする。
  - (1) 採用の時点において、他大学・機関等において常勤の職にないことが見込まれる者で、以下の条件をすべて満たす者。
    - 1. 日本学術会議協力学術研究団体として登録された学会の会員であり、かつその学会での発表実績を有する者であること。
    - 2. 学会誌(電子ジャーナル版を含む)に査読を経た論文、あるいはそれに相当する水準の論文が掲載された実績を有すること。
  - (2) その他、理事会において応募が適当と判断された者。

(選考)

第5条 研究員の選考は、理事会がこれを行う。ただし、応募者と直接の利害関係を有する理事は、当 該応募者の選考に加わることができない。

(任命)

第6条 研究員の任命に際しては、前条の定めによる選考を経た上で、研究統括管理責任者がこれを行う。

(任期)

第7条 研究員の任期は、当該年度(1年)限りとする。ただし、特別の事情がある際には、理事会の 承認を得た上で、任期を更新することができる。 (常勤職との兼職の禁止)

第8条 研究員と他大学・機関等における常勤の職を兼ねることはできない。

(呼称)

第9条 研究員に任命された者は、任期中に限り「公益財団法人日独文化研究所研究員」と称することができる。

(施設の利用)

- 第10条 本法人は、研究員より施設・設備等の利用を希望する申し出がなされた場合、その研究上の 必要性及び妥当性等を個別に判断し、本法人の活動に支障のない範囲においてこれを認める。
- 2 研究員は、本法人が利用を認めた施設・設備等について、善管注意義務に従って利用しなければな らない。

(処遇)

- 第11条 研究員は原則として無報酬とし、費用の支給も行わない。
- 2 ただし、文部科学省・日本学術振興会等の公的資金配分機関が本法人に配分する競争的資金等の公的研究費(以下、「公的研究費」という。)が当該研究員に配分された場合には、公益財団法人日独文化研究所公的研究費管理規程等に基づく公的研究費の適正な取り扱いのもとで、当該研究員にこれを支給することができる。
- 3 前項の定めに関連して、本法人は研究員を府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録し、研究者が研究者番号を得られるよう取り計らうことができる。
- 4 第2条第2項の定めるところにより本法人の各種事業に従事した研究員に対しては、その職務執行の対価として報酬、並びに職務執行のために要した費用の支払いをすることができる。

(公的研究費への申請資格並びにそれに関わる任期の定め)

- 第12条 前条第3項の定めにより研究者番号を得た研究員は、本法人を所属研究機関として、公的研究費に応募することができる。
- 2 前項の定めにより応募した公的研究費に関連して、研究員としての任期の終了後にその採択の通知 を受け、かつ、当該公的研究費を管理できる研究機関に当該研究員が所属していない場合、本法人が 当該公的研究費の管理を行うことができる。
- 3 本法人が前項の定めによる公的研究費の管理を行う場合、当該公的研究費の補助事業が完了する時 点まで、当該研究員の任期を延長することができる。

(情報公開)

第13条 本法人が公益財団法人であることに鑑み、研究員はその職名を本法人のホームページ等にて 公開する。 (成果報告)

第14条 研究員は、その研究成果について、定期的に研究統括管理責任者に報告しなければならない。

## (罷免・損害賠償の請求等)

- 第15条 本規程、及び本法人の各種規程に対する重大な違反を犯した場合、並びに疾病その他の事故により研究継続の見込みが立たない場合、研究統括管理責任者は当該研究員を罷免することができる。
- 2 本法人の各種規程に研究員が違反した場合、関連諸規程の定めるところにより、研究統括管理責任者は当該研究者を処分することができる。
- 3 本法人の各種規程に研究員が違反した場合、又は本法人の施設・設備等に研究員が損害を与えた場合、研究統括管理責任者はその損害に対する賠償を当該研究員に請求することができる。
- 4 前項までの定めにより処分された研究員が第10条第2項並びに第11条の定めるところに従い公的研究費等の支給を受けていた場合、研究統括管理責任者は当該研究員に対して支給された公的研究費等の全額または一部の返還を命じることができる。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

- 第1条 本規程は平成27年3月3日より実施する。
- 2 平成31年3月15日、一部改正。